

台風による屋根の破損・飛散などを防ぐため瓦の耐風診断、耐風改修をしませんか？

小松島市瓦屋根強風対策支援事業

市内にある建築物の瓦屋根の診断また診断の結果、基準に満たない瓦屋根の改修に要する費用の一部を補助します。

耐風診断支援事業

かわらぶき技能士(1級および2級)や瓦屋根工事技士が建築基準法の告示基準に適合しているかどうかを診断する費用の一部を補助します。

■補助対象

市内に存する建築物であって瓦屋根(※)であるもの。
※対象となる瓦屋根とは、「粘土瓦やプレスセメント瓦等」です。「スレート屋根や金属屋根等」は対象外です。

■受付期限 11月28日(金)まで※土日祝日は除く

■補助金額 診断金額の3分の2以内(最大2万1千円)

■申込方法 建物の登記簿謄本または建築確認通知書等の所有者が確認できる書類と印鑑をご持参のうえ、お申し込みください。

耐風改修支援事業

耐風診断の結果、建築基準法の告示基準に適合しないと診断された建築物の瓦屋根を告示基準に適合させるための改修費用の一部を補助します。

■補助金額 補助対象工事費の100分の23以内(最大55万2千円)を補助

■受付期限 11月28日(金)まで ※土日祝日は除く

■応募要件

●補助金の交付決定通知書および耐風改修補助対象判定通知書受領後に着手し、令和8年2月27日(金)までに市に完了実績報告書を提出できる工事であること。

●過去に耐震改修等で瓦屋根の工事を補助対象経費として補助金を受けていないもしくは耐風改修支援事業等の補助金を受けていないものに限りです。

●その他の要件については、住宅課までお問い合わせください。

※応募が予定件数を超える場合は
申込先着順とさせていただきます。



☎市住宅課(市役所2階) ☎32・2120/FAX32・7800

合併処理浄化槽への転換に補助金を交付 今年度は補助金の内容がさらに拡充!

市では、生活排水による河川などの水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の整備促進に取り組んでおり、浄化槽の転換に対して補助金を交付しています。

令和7年度中に合併処理浄化槽への転換を予定している方は、**設置工事の前に**補助金交付申請書を提出してください。

また、撤去費補助については、現在使用している単独処理浄化槽またはくみ取り槽を**撤去する前に**申請してください。

なお、補助金申請の受付は、市が当該年度に予定する補助金額の上限に達した時点で、締め切らせていただきます。

■補助金の加算について

今年度より、住宅課の木造住宅耐震改修支援事業(本格改修)とあわせて浄化槽の転換を行う場合は、5万円を転換の補助金額に加算します。

(木造住宅耐震改修支援事業については、本誌7ページをご確認ください。)

■補助対象

専用住宅または住宅部分が2分の1以上の併用住宅で、転換に該当する場合のみです。

※転換とは

建物の建て替えなどにより、同一敷地内に設置されている単独処理浄化槽またはくみ取り槽を原則として撤去し、10人槽以下の合併処理浄化槽を設置することです。

■補助金額

補助対象		人 槽	補助金額
浄化槽区分	環境配慮型 浄化槽	5人槽	360,000円
		6~7人槽	462,000円
		8~10人槽	585,000円
転換の場合の追加補助	単独処理浄化槽撤去費		90,000円
	くみ取り槽撤去費		100,000円
	宅内配管工事費※		100,000円
	小松島市木造住宅耐震改修支援事業(本格改修)併用転換(令和7年度より補助追加)		50,000円

※建物の建て替えおよび家屋の増改築に伴う合併処理浄化槽の転換は、家の構造を変えることにより宅内配管工事もその増改築工事の一環として行い、家屋の新築と同等とみなされる場合は、補助対象外です。

☎【合併処理浄化槽の転換について】市まちづくり推進課(市役所2階) ☎32・3957/FAX33・2104

【木造住宅耐震改修支援事業について】市住宅課(市役所2階) ☎32・2120/FAX32・7800

